

第15回 定例理事会
議事録

平成25年5月20日

公益社団法人 劇場演出空間技術協会

1. 開催日時及び場所

日 時： 平成25年5月20日（月）15時00分から16時10分

場 所： 東京芸術劇場 小会議室7

東京都豊島区西池袋1丁目8-1

2. 構成員の現在数

理事総数： 30名

監事総数： 2名

3. 出席理事数及び出席者の氏名

出席理事数： 20名

出席者の氏名

高田 一郎、森 健輔、高野瀬 誠、本杉 省三、八幡 泰彦、阿部 茂樹、
市来 邦比古、稻生 眞、大志万 公博、加藤 憲治、佐々木 光一、
佐藤 壽晃、鈴木 伸一、西尾 榮男、廣門 茂喜、古橋 祐、丸茂 正俊、
南 知之、村上 利夫、山口 拓

4. 議事次第

1) 開会

2) 議長選出

3) 議事録署名人選出

4) 議事

(1) 報告事項

1. 韓国コンテンツ振興院公開セミナー案内（デジタルコンテンツ協会）
「韓国・日本のミュージカル：その現状と日韓ビジネス協力」

(2) 審議事項

1. 平成25年度通常総会議案書

平成25年度通常総会議事次第

- 1号議案 平成24年度事業報告案承認の件
- 2号議案 同上 収支決算報告案承認の件
- 3号議案 平成25年度事業計画承認の件
- 4号議案 同上 収支予算承認の件

2. 専務理事選任の件

5) 閉会

5. 議事の経過の概要とその結果

1) 開会

定刻15時、定款第34条の規定により事務局長が定足数を確認、理事会の成立を報告し開会を宣言。

2) 議長選出

定款第33条の規定により、高田会長を議長に選出。

3) 議事録署名人選出

議長に一任となり、議長が定款第36条の規定に従い、加藤憲治理事を議事録署名人に指名し、同氏はこれを受諾。

4) 議案審議

(報告事項)

事務局より次の事項について配布の資料に基づき報告を行った。

1. デジタルコンテンツ協会から同協会が運営協力を行っている「韓国コンテンツ振興院主催の公開セミナー」の参加案内の報告。

(審議事項)

<審議事項 1. 平成25年度通常総会議案書>

議長から審議に先立ち、平成25年度通常総会議案書は第1号議案から第4号議案までの4議案であるが、この内第3号議案「平成25年度事業計画案」及び第4号議案「平成25年度収支予算案」は平成25年3月31日までに所管の内閣府に提出の要があり、平成25年2月に開催の第14回理事会において承認決議を得ており、本日の理事会に於いては第1号議案「平成24年度事業報告」及び平成24年度収支決算報告」の審議を行い承認決議を得た上で5月の総会に上程する旨の説明を行った。

議長の指示に従い事務局から配布の資料に基づき、まず平成25年度通常総会議事次第について説明し、続いて各号議案の審議を行った。

第1号議案 平成24年度事業報告承認の件

議長から本件については相2号議案の「平成24年度決算報告」と併せて5月10日開催の企画運営会議において承認決議されたことを説明し、続いて議長の指示に従い事務局から配布の資料に基づき説明を行った。

審議の結果、満場一致で拍手をもって原案通り承認決議された。

第2号議案 平成24年度収支決算報告承認の件

議長から「本議案については当協会の委託会計事務所の全面的な監査と指導の下に作成され、且つ当協会監事である税理士法人尾澤相計事務所尾澤輝行氏並びに

個人会員奥畑康夫氏監査を受け、計算書は当法人の収支状況及び財政状況を正しく示していること及び事業報告書の内容は正しく記載されていること並びに理事の業務執行には法令、定款に違反する事実はないことの認証を得ている」旨の説明を行うと共に「監査の報告は本議案添付の監査報告を」もって代えさせて頂きたいとの発言に引き続き事務局から議案書に基づき説明を行った。
審議の結果、満場一致で拍手をもって承認決議された。

第3号議案平成25年度事業計画承認の件、第4号議案平成25年度収支予算承認の件

議長から冒頭に説明の通り上記議案は既に第14回理事会に於いて承認決議済みであり、議長の指示を受け事務局から配布の資料に基づき平成24年度の決算の結果を受けての変更部分のみの説明を行った。

<審議事項2. 専務理事選任の件>

議長から本件の経緯について下記の通り説明の上、理事全員に新専務理事の推薦を求めた結果、阿部茂樹理事と佐藤壽晃理事が推薦されたので本日理事会として挙手により選任したい旨議場に諮った。

- ・八幡専務理事から退任届が出され、会長として今年度総会まではその職に留まるよう要請し同届を受領した。
- ・同時に企画運営会議に於いて対応策の検討を要請した。
- ・同会議に於いて審議の結果、全理事に対し新専務理事の推薦を求めることとし、会長名の書面にて推薦を要請した。その結果上記2名が推薦された。

阿部氏を推薦した西尾理事から阿部氏の所属する株式会社東京舞台照明の意向勘案し推薦を取りやめるとの申し出がなされた。又選任に当り挙手ではなく無記名の投票方式とする方がより好ましいとの意見が出された。

これを受け阿部氏の推薦を取り消すと共に、投票用紙を配布の上無記名による佐藤氏の信任投票の結果、出席理事総数20名の内17名の信任を得て選任された。尚西尾理事から専務理事の選任に関し定款の見直しを行うことが必要との意見が補足され、高野瀬附会長から企画運営会議に於ける検討事項として審議継続を行っている旨回答した。

以上をもってすべての議事を終了し、16時10分、議長が出席者に謝意を述べ第15回定例理事会の閉会を宣言した。

平成25年5月20日

上記議事録を確認の為、議長、監事及び議事録署名人は次に署名押印する。

公益社団法人 劇場演出空間技術協会
第15回定例理事会

議長	高田一郎	
監事	奥畑康夫	
署名人	加藤憲治	

第16回 定例理事会
議事録

平成25年8月29日

公益社団法人 劇場演出空間技術協会

1. 開催日時及び場所

日時：平成 25 年 8 月 29 日（木）15 時 00 分から 17 時 00 分

場所：東京芸術劇場 小会議室 7

東京都豊島区西池袋 1 丁目 8-1

2. 出席理事数及び出席者氏名

出席理事数： 19 名（理事総数 30 名）

欠席理事数： 11 名

出席理事名：高田 一郎、森 健輔、高野瀬 誠、本杉 省三、佐藤 壽晃、
市来 邦比古、小川 幹雄、加藤 憲治、小柳 聡、近藤 五十武、佐々木 光一、
鈴木 伸一、廣門 茂喜、古橋 祐、眞野 純、丸茂 正俊、村上 利夫、
八幡 泰彦、山口 拓

欠席理事名 阿部 茂樹、伊東 正示、稲生 眞、大志万 公博、國重 静司、
斎藤 公治、崎山 征雄、西尾 熒男、長谷川 祥久、南 知之、
山崎 泰孝

出席監事数： 1 名（監事総数 2 名）

出席監事名：

監事：尾澤 輝行（オブザーバー；中村 剛・尾澤会計事務所）

欠席監事名：奥畑 康夫

3. 議事次第

1) 開会

2) 議長選出

3) 議事録署名人選出

4) 議事

【審議事項】

(1) シコ・ジャパン・インク 賛助会員申し込みの件について

【報告事項】

(1) 事業委員会の報告：森事業委員会委員長

1) JATET 誌の発行事業について

2) JATET Forum の開催日程について

3) 劇場見学会の予定について

(2) 技術委員会報告：加藤技術委員会委員長

1) 今年度の活動計画について

(3) JATET 誌の進捗状況について：本杉企画運営会議委員長（副会長）

- (4) JATET 事務局報告：佐藤専務理事
 - 1)内閣府への申請について
 - 2)内閣府よりの質問について
 - 3)内閣府立入検査の件
 - 4)事務所の鍵の件 現在数の現状
 - 5)PC の件
 - 6)日本舞台監督協会の契約書の件
 - 7)ホームページの現状報告
 - 8)文化庁新進芸術家海外研修制度平成26年度研修員について
 - 9)総会議事録の賛助会員に送付について
 - 10)三菱メカトロニクス正会員から賛助に変更の件
 - 11) OISTAT との関係について
 - 12)基準協推薦委員の件
 - 13)事務所整理及び印刷物廃棄の件
 - 14)議事録の保管状況
 - 15)会員企業情報
 - 16) 秦野市文化会館よりのお願い
 - 17)その他（事故のその後 及び事務所支出費用等）
- (5) 事務局長候補の募集について経緯説明：高野瀬副会長

4. 議事の経過の概要とその結果

1) 開会

定刻 15 時、定款第 34 条の規定により、専務理事が定数を確認、理事会の成立を確認し、開会を宣言。

2) 議長選出

定款 33 条の規定により、高田会長を議長に選出。

3) 議事録署名人の選出

議長一任となり、議長が定款第 36 条の規定に従い、鈴木伸一理事を議事録署名人に指名し、同氏はこれを受諾。

4) 議案審議

【審議事項】

シコ・ジャパン・インク 賛助会員申し込みの件について

・専務理事より、以下の経緯説明があった。

当初、個人会員としての社員の加入希望だったが、シコ・ジャパン・インクとの協議の結果、会社として賛助会員としての申し込みとなった。教育研修部会、編集委員会への参加を希望している。

・各部会への参加者名を知らせてください（小川理事）
審議の結果、満場一致で、承認された。

【報告事項】

(1) 事業委員会の報告

森事業委員会委員長より以下の報告があった。

1) JATET 誌の発行事業について

今年度は2回の発刊を予定している。編集は、本杉、加藤、稲生理事があたり、外部に編集作業を委託することになっている。

2) JATET Forum の開催日程について

日時 2014（平成26）年1月29日水曜日

場所 座・高円寺2

3) 劇場見学会の予定について

・小川理事から以下の発言があった。

劇場見学は、今年度、すでに「穂の国とよはし芸術劇場 PLAT」見学会を4月13日（土）に開催済であるにもかかわらず、一度も開催されていないと、企画運営会議で叱責された。甚だしく認識不足である。現在進行中の計画は、9月を日処に「ふじさんホール（富士五湖文化センター）」を計画をしている。その後も、年末にかけて1か所、1月年度末にまでに1か所程度を実施したいと考えている。本年度計画には、本年度中に4回実施となっているが、相手のある事であるから確実に4回実施を約束できる訳ではないが、それを目標に各所の協力を得て出来る限り実行していく予定である。当該事業の担当である、教育研修部会を早急に開催し、部会としての共同責任体制で、10月以降の実施計画を検討したい。

JATET 内部のコミュニケーション不足が誤解を生んだので、各部会、委員会間の連携をとってほしい。

・本杉理事から以下の発言と提案があった。

企画運営会議では、企画運営会議議事録に掲載された以外の意見表明はされていない。今後、各委員会、部会は、議事録を作成し、それをもとに議論、情報共有をするようにしたい。

・佐藤専務理事から、以下の申し入れがあった。

昨年度の実施会場のように見学会直前に使用料が派生し予算を組み直す事が今後も起こる可能性はある、条件によってはせつかくの見学会を注視する事も起こりえるので、予定リストは作成していただきたい。

(2) 技術委員会報告：

加藤技術委員会委員長より以下の報告があった。

1) 今年度の活動計画について

JATET FORUMの内容は、今後に向けた新たな提言を含むものにした
今年度発行のJATET誌の第2号は、フォーラム資料と共通とすることで検討し
ている。前回のフォーラムの音声記録は、テープ起こしを発注済みである。次回
フォーラムで紙ベースの資料として利用する予定。

(3) JATET誌の進捗状況について

本杉企画運営会議委員長（副会長）より以下の報告があった。

10月中旬に発行予定の今期第1号（秋号）のJATET誌では、フェスティバルホール
を特集する。また、会社・事業所の紹介として、株式会社 東京舞台照明を取り上げ
る。その他、各部会の活動報告、各社に新製品のニュースなど。なんとか、今年度中
に2号出したいと考えている。

(4) JATET事務局報告

佐藤専務理事より以下の報告があった。

6月3日に副会長3名と國貞氏に業務引き継ぎを申し込んだ。議事録第15回定
例理事会議事録発行と署名捺印と平成25年度通常総会議事録発行と署名捺印は
行ったが、それ以外の業務引き継ぎ及び説明は拒否された。理由は、不明。

1) 内閣府への申請について

6月25日に1回目の申請を終え、その後2回修正申告の指導を受け、無事申告
は終了した。ただし、総会で承認をした昨年度の決算報告に数字上の間違いが
あり、会計事務所に確認を正しい数字に修正した決算報告書を申請した。

2) 内閣府よりの質問について

8月1日に、内閣府より電話があり、申請書類の別表C(1)遊休財産の保有制限
の判定が、「超過」となったが、そのことをJATETが理解をしているか、その
理由、今後の対策等について問い合わせがあった。

この件について、資料5の内容で内閣府に回答した。その結果、本年度中に
JATET誌を2号発行し、JATET FORUMを実施する事を内閣府に約束した。

「超過」の原因は、会計事務所の忠告にも関わらず、前事務局長が内部留保の
増額を優先した結果であると考える。

尾澤監事より、会計事務所の意見として、以下の説明、アドバイスがあった。

・「公益性」の基準について

収支がイコールであること、プラスでもマイナスでもいけない
公益事業比率が50%以上であること。

50%以下ならば「公益法人」が取り消される。

・遊休資産について

公益法人には、遊休資産の保有制限がある。

・尾澤会計事務所・中村氏より以下の補足説明があった。

事業規模にもよるが、JATETの場合、今年度は800万円以下。

収益事業の収益に対しては税金がかかる。

JATET 誌は、会員に配布している限りは、収益事業ではないが、外部に配布すると、出版業となって収益事業に認定され、都民税などの免除もなくなる。広報活動のとして無償で公立施設に配布する場合はどうか、今後の検討課題。JATET 誌の広告収入などは、公益事業に使うべきだ。

3) 内閣府立入検査の件

6月17日に森副会長、高野瀬副会長と内閣府に挨拶に伺ったおり、8月中に立ち入り検査を行なう予定とことだったが、まだ実行されていません。前事務局長は、立ち入り検査用に備え置き書類を整理していなかったもので、7月ひと月をかけて書類を整備し、いつでも検査を受けられる体制となっている。

4) 事務所の鍵の件

現在数の現状：1階用カードキーが2枚不足している事が判明し、大家に謝罪し、了解を取り付けた。

5) PCの件

6月3日、久保田氏の使用していたPCが壊れており、神山氏のPCもウイルス感染の症状あり。國貞氏の使用しているPCはOISTATの所有である事が判明。公益法人が他の協会のPCを使用して公益事業の事務をしている事は遺憾と判断し、副会長と相談の上、3台のPCを新規購入した。

6) 日本舞台監督協会の契約書の件

配付資料のように、覚え書きを交わした。小川理事より舞台監督協会として、舞台監督協会は、他所に移転をすることも考慮中で、その折には、事前にJATETに相談する、とのコメントがあった。

7) ホームページの現状報告

総合舞台サービスの村尾氏によるインターネット部会HP作成のための講習会が8月6日に第1回講習会を実施した。国際基準では公共、公益に関する団体のHPは読めるだけでなく、音声の説明も必要との事ですが、それを満たすには、HPの作成方法が複雑で、現在のJATETの会員、事務局の能力では、当分対応は困難な状況。第2回講習会を9月05日に開催予定ですので各委員会、部会からHP作成が得意な方の参加を強くお願いする次第です。

8) 文化庁新進芸術家海外研修制度平成26年度研修員について

JATET Newsで8月2日締め切りで募集したが、本年は応募0件でした。

9) 総会議事録の賛助会員に送付について

ここ1年半の間JATET誌、JATET Journalが発行されておらず、賛助会員にJATETの情報が届いていないため、企画運営会議にて了解を得て、本年度の総会議事録を郵送した。その結果、いつからJATETの会員になっているか、何故JATETの会員になったかという問い合わせもあり、担当者が交代している会員

企業では JATET の存在が希薄になっているという印象を持った。理事の皆様方には、ぜひとも周辺の法人等に JATET の社会的意義を伝え、JATET の会員増強にお力添えをお願いしたい。

10) 三菱メカトロニクス正会員から賛助に変更の件

正会員から賛助への変更願いが出されたが、三菱重工木地氏を通じ慰留中。会費納入の結果待ち。

11) OISTAT との関係について

6 月 24 日に OISTAT 総会が開催され、JATET 事務所より移転を決議したので、本年度未納になっている家賃は取らない代わりに、速やかに移転を執行してもらいたい旨申し入れた。

11) 基準協推薦委員の件

基準協は、文化庁の文化庁助成事業として「舞台技術基礎教材の作成と意見交換会、研修会」を開始し、JATET に委員派遣の依頼があったが、企画運営会議の意見として、JATET は教材作成に関わっておらず、内容が把握できていないので推薦できる委員はいないとの結論に至り、その旨基準協事務局に通知、了解の返事もらった。教材について、技術委員会各部会で舞台設備及び舞台機材の記述に JATET の安全規格や各社の取扱説明書と齟齬がないか確認をお願いした。JATET は基準協メンバーとして教材の発行者に名前が出るので、舞台設備および機材の使用上の安全に関わる文言には注意を向ける必要がある。

12) 事務所整理及び印刷物廃棄の件

・ JATET 誌、ジャーナルは各 50 部を基準に残し、処分した。JATET Forum 報告書等、JATET 規格については整理中。

・ TheatreWords (OISTAT 発行、JATET 販売) は残部 20 部を総合舞台が購入、完売した。Theatre Words は、デジタル版があり iPhone, iPad 用があるので、JATET News で告知済み。

・ JATET 規格は、発行を担当した各部会にチェックを依頼。

・ 機構の吊りもの及び床の安全規格は毎年定期的に購入希望がある。

・ 照明の「ダボ規格」を 1 冊販売。

議事録の保管状況

企画運営会議、事業委員会、技術委員会など、プリントアウトされたものがファイルされていない。最近のものはデータすらないものもある。

今後は、以下のルールに従って、議事録を作成、ファイリングすることとする

・ 総会、理事会の議事録は事務局が作成、議事録署名人の署名捺印をする。

・ 企画運営会議、事業委員会、技術委員会は、各委員会で議事録を作成、委員長ないし議事録作成者が捺印後、事務所備え付けのファイルに綴じる。

・ 部会では、各部会で議事録を作成、部会長ないし議事録作成者が捺印後、事

務所備え付けのファイルに綴じる。

13) 会員企業情報

会員各社の新役員名簿を閲覧資料として回覧

16) 秦野市文化会館よりのお願い

秦野市文化会館業務管理班の伊藤氏より、JATET 出版物の購入に際し、東日本大震災を受けて、ホール設備でも、適切な基準、指針の策定を望んでいるとのコメントが寄せられた。

17) その他（事故のその後 及び事務所支出費用等）

(5) 事務局長候補の募集について

高野瀬副会長より経緯について説明があった。

ハローワークに事務局長募集を登録し、1 名を事務局長候補として仮採用、勤務をしてもらったが、本人より、本採用を辞退したい旨申し出があり、退職することとなった。

高田会長より以下の発言があった。

JATET の事務局長は、一般の事務職に比べ会員方々の活動を支援し、JATET の屋台骨を守るという重責を担うので、慌てず最適な方を、時間がかかっても探すことが大切なことと考えます。

以上をもってすべての議事を終了し、17 時 00 分、議長が出席者に謝意を述べ第 16 回定例理事会の閉会を宣言した。

平成25年 8月29日

上記議事録を明確にする為、議長、監事及び議事録署名人は次に署名押印する。

公益社団法人 劇場演出空間技術協会
第16回定例理事会

議長	高田 一郎	
監事	辰澤 輝行	
署名人	鈴木 伸一	

第17回 臨時理事会
議事録

平成25年11月06日

公益社団法人 劇場演出空間技術協会

1.開催日時及び場所

日時：平成 25 年 11 月 06 日（木）08 時 30 分から 9 時 06 分

場 所： 公益社団法人 劇場演出空間技術協会会議室
東京都千代田区神田鍛冶町 3-8-6 第一古川ビル

2.出席理事数及び出席者氏名

出席理事数： 19 名 （理事総数 30 名）

欠席理事数： 11 名

出席理事名：高田 一郎、森 健輔、高野瀬 誠、本杉 省三、佐藤 壽晃、
阿部 茂樹、市来 邦比古、稲生 眞、大志万 公博、加藤 憲治、佐々木 光一、
鈴木 伸一、長谷川 祥久、廣門 茂喜、丸茂 正俊、南 知之、村上 利夫、
山口 拓、八幡 泰彦

欠席理事名 伊東 正示、小川 幹雄、國重 静司、小柳 聡、近藤 五十武、
斎藤 公治、崎山 征雄、西尾 熒男、古橋 祐、眞野 純、
、山崎 泰孝

出席監事数： 1 名 （監事総数 2 名）

出席監事名：

監事：尾澤 輝行

欠席監事名：奥畑 康夫

3.議事次第

1)開会

2)議長選出

3)議事録署名人選出

4)議事

【審議事項】

(報告事項)

(1) 平成 25 年度修正予算書についての内閣府の指導について (口頭説明)

(審議事項)

(1) 平成 25 年度修正収支予算案承認の件 (資料 1～4)
(資料 5 以後は参考資料)

4.議事の経過の概要とその結果

1)開会

定刻 8 時 30 分、定款第 34 条の規定により、専務理事が定数を確認、理事会の成立を確認。開会を宣言。

2)議長選出

定款 33 条の規定により、高田会長を議長に選出。

3)議事録署名人の選出

議長一任となり、議長が定款第 36 条の規定に従い、稲生眞理事を議事録署名人に指名し、同氏はこれを受諾。

4)議案審議

【審議事項】

(報告事項)

(1)平成 25 年度修正予算書について (口頭説明)

・専務理事より、以下の経緯説明があった。

8 月 29 日に開催されました第 16 回定例理事会にて、内閣府より遊休財産の保有制限が「超過」となった理由と今後の対策等について質問が寄せられている旨報告をした。その後、高野瀬副会長、会計事務所中村氏と 9 月 25 日内閣府を訪問し、現在内閣府に提出されている決算書及び予算書では、公益事業を定例的に実行している実態が見えないとの指摘を受けた。

具体的には、事業報告書では実施していると報告している項目が、決算書では支出が¥0で記載されていたり、予算書では 100 万円単位の事業予算が立案されているが、決算書では実効値が¥0と記載されている事業もあり、公益事業を定例的に実行している実態が見えないため、公益事業を実施していないと判断される可能性があるとの指摘をされた。また、3 月に内閣府に提出しました予算書と 5 月総会で承認を得ました予算書に数字の相違があった事も発覚し、再申請が必要な事もあり、話し合いの結果、遊休財産の超過を解消し、公益事業に対し実態にあった実行可能な予算を配分し、10 月末までに修正予算書を作成し、内閣府に提出することになったと報告があった。

会計事務所中村氏の協力のもと、実態にあった科目整理と予算を組み、10 月 31 日に内閣府を訪問し担当官と相談の結果、本日審議頂く平成 25 年修正予算案を、理事会の承認を得た後、修正申告をする旨、合意に至った事と報告があった。

(審議事項)

1. 平成25年度修正収支予算案承認の件
専務理事より修正予算案の内容説明があった。

審議の結果、満場一致で、承認された。

以上をもちまして本日の議題審議を終了致しました。理事の皆様の多大なるご協力を

感謝致します。

以上をもってすべての議事を終了し、9時06分、議長が出席者に謝意を述べ第17回臨時理事会の閉会を宣言した。

平成25年 11月06日

上記議事録を明確にする為、議長、監事及び議事録署名人は次に署名押印する。

公益社団法人 劇場演出空間技術協会
第17回臨時理事会

議長	高田 一郎	
監事	及澤 輝行	
署名人	稻生 真	

第18回 定例理事会
議事録（正）

平成25年11月29日

公益社団法人 劇場演出空間技術協会

1. 開催日時及び場所

日 時： 平成25年11月29日（金） 15：00～

場 所： 東京芸術劇場 小会議室7

東京都豊島区西池袋 1-8-1

2. 出席理事数及び出席者氏名

出席理事数： 20名 （理事総数 30名）

欠席理事数： 10名

出席理事名：高田 一郎、森 健輔、高野瀬 誠、本杉 省三、佐藤 壽晃、
阿部 茂樹、稲生 眞、大志万 公博、加藤 憲治、小柳 聡、
近藤 五十武、佐々木 光一、鈴木 伸一、長谷川 祥久、廣門 茂喜、
丸茂 正俊、南 知之、村上 利夫、山口 拓、山崎 泰孝
欠席理事名：市来 邦比古、伊東 正示、小 川 幹 雄、國重 静司、齋藤 公治、
崎山 征雄、西尾 熒男、古橋 祐、眞野 純、八幡 泰彦、

出席監事数： 1名 （監事総数 2名）

出席監事名：尾澤 輝行（オブザーバー：中村 剛・尾澤会計事務所）

欠席監事名：奥畑 康夫

3. 議事次第

1) 開会

2) 議長選出

3) 議事録署名人選出

4) 議事

（報告事項）

1) 第16回定例理事会以後の業務報告 （高田会長）

2) 11月20日内閣府立入検査の結果について （資料1）

（佐藤専務理事）

（補足-森副会長、高野瀬副会長）

3) 事業報告 （森副会長、事業委員会委員長）

・HPのリニューアルについて

・JATET Journal 発行について

4) JATET Forum 及び JATET 誌 74 号の進捗状況について （資料2）

（本杉副会長、企画運営会議委員長）

5) 技術委員会報告 （加藤技術委員会委員長）

6) JATET 規格のサーチャブル pdf 化について (佐藤専務理事)

7) その他 (閲覧資料あり)

(審議事項)

第 1 号議案 為ヶ谷秀一氏 正会員 C 入会申し込み承認の件 (資料 3)
第 2 号議案 組織見直しについて (高野瀬副会長) (資料 4)
第 3 号議案 大谷図書館への JATET 誌等の寄贈について (資料 5)

1. 議事の経過の概要とその結果

1) 開会

定刻 15 時 00 分

定款第 34 条の規定により、専務理事が定数を確認、理事会の成立を確認し、開会を宣言。

2) 議長選出

定款 33 条の規定により、高田会長を議長に選出。

3) 議事録署名人の選出

議長一任となり、議長が定款第 36 条の規定に従い、加藤憲治理事を議事録署名人に指名し、同氏はこれを受諾。

4) 議案審議

【報告事項】

報告事項 1) 事業報告

第 16 回定例理事会以後の業務報告

高田一郎会長より以下の報告があった。

前回の第 16 回定例理事会において内閣府より遊休財産限度額の超過が指摘された後、内閣府より指導を受け、平成 25 年度修正予算書を作成、11 月 6 日に第 17 回臨時理事会を開催。その後、平成 25 年度修正予算書の提出は、平成 25 年度決算書を提出するおりに提出するようこの指導があった。また、11 月 20 日に内閣府の立ち入り検査が実施されたとの報告があった。

報告事項 2) 11 月 20 日内閣府立入検査 11 月 20 日実施の内閣府内閣府立ち入り検査について (資料 1)

佐藤専務理事より資料 1 に基づき、11 月 20 日実施の内閣府内閣府立ち入り検査の内容について報告があった。

以下、内閣府よりの指摘事項の報告

(1) 平成 24 年 5 月 23 日総会・臨時理事会同日開催の件（理事等改選時）

・この臨時理事会は、目的、審議事項を記載した召集案内（1 週間前まで）が適切に行われていない。

・平成 24 年 5 月 23 日臨時理事会の出席者数について

理事会は、理事及び監事の全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく開催することができるが、平成 24 年 5 月 23 日臨時理事会の出席者名簿を確認すると、当日出席者は 5 名足りない。臨時理事会の開催通知がなされておらず、なおかつ新理事に欠席者がおり、全員同意が得られていない。これらの事実は、平成 24 年 5 月 23 日臨時理事会は、5 名に無断で理事会を開催したことになる。法的には、この臨時理事会が無効と解釈される。

来年予定の理事選出時には、

- ・前もって理事に選任された場合理事就任の意思があるか書面にて確認する事。
- ・理事就任の意思がある場合には、代表理事（会長）副会長、専務理事の選出のための臨時理事会が開催される事を、あらかじめ周知し出席の返事を確認する事との 2 点の指導があった。

(2) 理事の履歴書の提出について

平成 24 年 5 月理事改選後の新理事の履歴書が不備であり、近日中に履歴書再提出必要との指摘があった。

(3) 理事変更届について

平成 24 年 5 月の理事選任に伴う登記書類が内閣府に提出されていないので、近日中に理事変更届の提出が必要との指摘があった。

(4) 監事について

監事は理事会に出席義務があることを、定款上明記すること（定款 36 条 2 項を直すこと）と指導を受けた。

(5) 執行理事の理事会報告の義務について

理事会議事録からは、執行理事の報告がなされているかが読み取れないとの指摘があり、理事会では、過去数ヶ月の協会全体の報告を

- ・代表理事がすること。
- ・執行理事（副会長）執行業務に対する報告をすること。
- ・これらを議事録に残すこと。

これら 3 つを守る事との指導を受けた。

(6) 平成 25 年 5 月総会について

平成 25 年 5 月開催の総会議事録にある出席者数、委任状数が出欠回答書類と一致しないとの指摘が

あった。

11月29日理事会にて出席理事の署名捺印を確保し、正式に議事録の訂正が必要との指導を受けた。

また、上記平成25年5月の総会の召集が適切に行われていない旨、指摘があった。

平成25年5月の総会以前の理事会議事録には総会日時場所の決定を行っていない。

理事会は、総会開催の場所、日時の決定をする義務があるので、今後是正必要であるのと指摘があった。

(7) 平成24年8月31日理事会署名人について

平成24年8月31日理事会議事録では当日高田会長が欠席のため、議長を務めた高野瀬副会長が高田会長の代理で署名しているが、この議事録は無効であるとの指摘があった。

代表理事欠席の場合でも理事会開催は可能であるが、代表理事欠席の場合、出席者全員の理事の承認が必要であり、この議事録には署名捺印の理事数が足りないため、この議事録は無効である。

平成24年8月31日理事会出席理事全員の署名捺印を確保する必要があるとの指導を受けた。

(8) 総会、議事録の署名について

定款には議長と議事録署名人の署名が必要と規定しているが、定款の規程が間違っており、正しくは

- ・議事録署名は、代表理事1名か出席理事全員の署名が必要。
代表理事欠席の場合は、出席理事全員の署名が必要。
- ・出席監事は全員（2名）の署名が必要。
- ・欠席監事には署名の権利はない。
- ・出席理事から議事録署名人選出は、法的には必要ない。

以上4点の指摘があった。

(9) 理事選任についての注意事項

平成24年の総会議案書、総会議事録で理事が総会で承認されているか確認できない。

総会議案書、総会議事録には理事個人名を明記すること。

理事の選出について

総会で理事候補を一人ずつ審議すること。

理事の選任は、一括審議はできない。一括での選任は無効である。

以上の指摘と適切な選挙方法を確立し、実施することとの指導を受けた。

また、一般法第六十五条により、法人は役員となることができないので、法人を選出するのではなく法人会員の代表を個人として選出する事との指導を受けた。

(10) 総会議案書送付の件

総会議案書は、総会開催通知を送付するときに同時に送らねばならない。

当協会は、総会議案書を総会前に社員に送付していないので、法規違反にあたるとの指摘があった。

次回総会前には、必ず総会議案書を社員全員に送る事との指導を受けた。

(11) 事業について

事業について以下の2点について留意するように指摘があった。

- ・理事に利害関係のある事業についての審議は、当該理事が討議から外れる。
- ・理事本人あるいは理事の関係法人に支出を要する事業の担当理事は、理事会毎に事業の報告が必要である。

(12) 会計について

以下の指摘と指導を受けた。

- ・実務担当と管理者が同一なのは問題である。(牽制、チェック機能がない)
- ・支出の権限が事務局長に集中しているとともに、上限額の規定も記載されていないので、経理規程を見直すこと。
- ・会長、副会長など複数で監督する必要がある。内部監査の強化をすること。
- ・出納責任者を任命する事。
- ・現金保有限度額の上限は30万円以内とする。(JATET 経理規定第21条の規定)
- ・未納会費を退会処分により貸し倒れ扱いにする場合、書類上明確にすること。

(13) その他

- ・平成25年度修正予算の承認の件

来年の総会で修正があった事を明確にし報告する事、内閣府には決算書報告時に修正申告をすることとの指導を受けた。

- ・報告書に相違する数字がある件

報告番号10平成24年度事業報告書付属明細書と報告番号18公益目的事業2事業の概要についてで報告している内容に数字的相違が旨指摘があり、修正した。

- ・会費未納者について

会費未納者について、退会処分等の規程があれば規程通り実行する事。公益法人の会員規定は曖昧ではいけないとの指導を受けた。

定款8条2(4)には、会費を納入せず、督促後なお会費を1年以上納入しないとき。

退会処分する場合は、本人に通知をすることあり、今後規定通りに運用する旨報告をした。

- ・事務局規程について

当協会には、事務局規程がない。事務局長職を書類ベースで明確に規定することとの指導を受けた。

企画運営会議規程の文言について

企画運営会議規程では、企画運営会議の職務「企画運営会議は理事会の委任を受け理事会に代わり業

務の執行を決定する。」とあるが、法律に根拠のない任意の機関（会議体）を定款に設けて運営する場合には、当該機関の名称、構成及び権限を明確にし、法律上の機関である社員総会、評議員会又は理事会等の権限を奪うことのないように留意する必要がある、企画運営会議の企画運営会議は理事会の委任を受け理事会に代わり業務の執行を決定する。」という文言は違法であるとの指摘があった。

事務局長職代理について

事務局長職が代理のままでは公益法人として機能しないので、兼務であることを明確に文書化すべきであると指摘があった。

そのほかに以下の内閣府からの助言があった。

1. 定款は一部の修正を繰り返すのではなく、全文を内閣府の提供しているモデル定款等を利用し、全文の見直しを丁寧にする。定款の修正申告は、一度で済ませられるように準備すること。
2. 規程集、規則等は、法規と見直した定款に沿うように、丁寧に見直し、足りない規則は追加補充すること。
3. 事業の内容の見直しは、十分に詳細分析し、毎年実行可能な事業内容とすること。
4. 公益事業区分の修正申告は、公益事業の十分な見直しを公益事業区分の統一及び収益事業の吸収は可能である。
5. 公益社団法人・公益財団法人として満たすべき主たる要件は、以下の3点である。
 - ・公益目的事業比率が全支出の50%以上であること、
 - ・収支相償、
 - ・遊休財産額が約1年分の公益目的事業費の額を超えないことなどである。

以上

続いて、

森健輔副会長より補足説明があった。

JATETの組織、活動が法律に則っているかという観点からのチェックだった。公益法人に関する法律を学びながら、積極的に見直していきたい。

高野瀬誠副会長より以下の補足説明があった。

公益社団法人であろうと一般社団法人であろうと、同じように意思決定のプロセスは法的に規定されている。今回の内閣府の検査を良い機会ととらえて、ルーズであった点を改めていきたい。

尾澤監事より、今後JATETの活動に特に注意を向ける点について以下の意見があった。

指摘されていることは、公益社団法人の守るべきコンプライアンスとして当然のことである。

会計面からは、収支相償というのは、公益事業による収入が、事業費を大幅に超えないということで、収入が事業費を上回った場合、プラス分を将来の公益事業費として積み立てることは可能だが、過大な積み立てはいけない。事業費は適切な規模であることが必要。

公益認定を受けるための条件として

公益目的事業を行うために必要な経理的基礎と技術的能力を有することが必要。

経理的基礎として

1. 財政基盤の明確化
2. 経理処理・財産管理の適正性
3. 情報開示の適正性

の3つがあり、収入見込みの適正性と事業規模に応じた財務状態が求められる。

公益事業を継続し、より活発に展開していくためには、次の点が重要である。

適切な財政規模

適切な収入・支出（事業規模）

本杉副会長より以下の質問があった。

- ・5月23日の理事会が無効ということだが、解決方法はどのようななっているか。
- ・理事の履歴書を再提出するが、日付は1年前にするのか？
- ・一括して理事の選任を行うことは無効ということだが、現理事会は認められるのか？
- ・事前に議案書を送付していなかったことは法規違反ということだが、罰則はあるのか？
- ・企画運営会議は活動できないということか？

以上質問。

佐藤専務理事より上記について以下の返事をした。

- ・5月23日の理事会が無効の件
次回から改めるようにという指導であって、5月23日の理事会を再度開く必要はない。
- ・理事監事の履歴書の件
再提出の日、本日ならば11月29日の日付けでよい。
- ・一括して理事の選任を行うことは無効の件
次回の選出にあたって改めるようにという指導である。
- ・事前に議案書を送付していなかったことの件
次回から改めるようにという指導であった。
- ・企画運営会議の件
企画運営会議規定の「執行の決定をする」という文言の「決定をする」の部分を削除し、理事の代理を認められないので、企画運営会議委員が理事の代理でなければ活動は継続できる。

本杉副会長より規則を直ちに改めた方がいいのではないかという意見が出された。

高野瀬副会長より、組織全体をみながら、規約を見直していくことが必要であり、組織改正と規約

変更を同時に進めていく予定であるとの説明があった。

佐藤専務理事より、立入検査は終了したが、検査、指導は継続されており、出来る限り早急に修正議事録の提出、理事変更届、理事監事履歴書を提出し、今後の理事会、総会については指摘事項、指導事項に基づいて適正な運営をしていく事が必要であると説明があった。

報告事項3) HPのリニューアル、JATET Journal 発行、劇場見学会予定について
森事業委員会委員長より以下の報告があった。

HPにつきましては、本日付けで新しいHPに変わった。

・JATET Journal は今回の Journal より電子版として、HP上にJATET Journal コーナーを新設した。
まだ、執筆中の記事もるが、徳の国とよはし芸術劇場 PLAT を特集している。

・JATET 誌 73 号は 10 月 31 日に発行いたしました。総数発行部数 2000 部、発行部数は全国公共ホール 1370 館、官庁・関係団体 90 団体、会員 149、広告主 23 団体、執筆者 4 カ所、送付先総数 1624、送付総部数 1935 になった。

次期劇場見学会の予定は、12 月 20 日（金）に、たましん RISURU ホール（立川市市民会館）が見学できることとなった。詳細は、事業委員会教育研修部会副部会長西奈美氏中心になり、検討中。詳細が決定次第、JATET NEWS においてお知らせをする予定。

以上。

報告事項4) JATET Forum 及び JATET 誌 74 号の進捗状況について （資料2）

本杉副会長、企画運営会議委員長から以下の報告があった。

JATET FORUM 2013-14 は、日時：平成 25 年 1 月 29 日（水）13：00～17：45（18：00）

会場：座・高円寺 2 入場：1000 円（資料付き）、学生無料

主催：公益社団法人劇場演出空間技術協会

共催：公益社団法人全国公立文化施設協会

後援：文化芸術による復興推進コンソーシアムで決定。

タイトルは、3.11 以降の劇場・ホールを震災対応調査から考える一劇場・ホールにおける防災・安全・技術（その3）—

趣旨は、資料2を参照。

プログラムは、

第1部：劇場・ホールにおける震災対応に関する調査報告と提言（13:00～14:30）

報告者は、勝又英明氏（JATET/東京都市大学）坂口大洋氏（仙台大専）

劇場技術に関する提言を、JATET 技術委員会機構・照明・音響部会の各部会から発表予定。

第2部：震災後の施設計画と文化活動（14:45～16:15）

報告者は、小林裕明氏（梓設計）、細井嵩久氏（仙台市文化振興課）、高木 達氏（演出・いわき演劇

プロジェクト)を予定。

また、小野田泰明氏(東北大学)伊東正示(JATET/シアターワークショップは当日は会場発表はないが資料を提供していただく予定。

第3部:これからの施設を考える(16:30~17:45)

報告者は、水戸雅彦氏(えずこホール/仙南芸術文化センター)高木 達氏(前出)、本杉省三の予定。

懇親会(18:00(18:30)~20:00(20:30)):カフェ「アンリ・ファール」

(座・高円寺2階)、4000円/人で決定。

JATET誌74号は、上記報告者の報告と本年3月開催されたJATET Forum2012-13の報告内容記事とアンケートの集計結果及びその内容が加わり、その他JATET委員会、部会報告等で構成される予定。

原稿締め切りは12月10日予定(最終20日締め切り)、1月29日JATET Forum2013-14当日配布資料として配布予定。

予算は懇親会費用を含め170万円の予定。

以上。

報告事項5)技術委員会報告

加藤技術委員会委員長より以下の報告があった。

- ・演出空間電気設備指針の改訂版の発行について

本年度予定していましたが演出空間電気設備指針の改訂版の発行が送れており、来年度になることが決定した。それに伴って開催予定の改訂版演出空間電気設備指針の講習会が延期され、次年度の事業予定となる。

- ・照明部会作成のJATET規格バージョンアップについて

照明部会作成のJATET規格劇場等演出空間用照明設備の劣化診断・適正更新時期判定プログラムCDは

WinXPに対応していたが、Win7&8用にバージョンアップの必要があり、本年度中に対応予定である。

以上

報告事項6)JATET規格のサーチャブルpdf化について

佐藤専務理事より以下の報告があった。

かねてより懸案であったJATET規格の電子について株式会社リョーインと相談の結果、株式会社リョーインがOCRにて既存のJATET規格をスキャナーで読み取り、テキストデータ化可能という報告があり、見積り額は約4万円弱で予算内で可能なので発注の予定。早ければ、年内にJATET規格のサーチャブルpdf化が完了予定。これにより、JATET規格を書き直しが容易なり、HP上からのダウンロード化も可能になる。

以上

その他の報告事項

佐藤専務理事より以下の報告があった。

・三菱メカトロシステムズ株式会社の件

三菱メカトロシステムズ株式会社より本年度も正会員を続ける旨連絡があった。

・会費納入状況の件

本年度の会費納入状況の説明があり、会費未納の会員について報告された。

・役員名簿の記載間違いについて

昨年電子申告をしました役員名簿に記載間違いがあり、至急訂正が必要であることが報告された。

以上報告事項

【審議事項】

第1号議案 為ヶ谷秀一氏 正会員C入会申し込み承認の件について (資料3)

審議の結果、為ヶ谷秀一氏正会員Cの入会が、全員の挙手にて満場一致で承認された。

第2号議案 組織見直しについて (資料4)

高野瀬副会長より第2号議案組織見直しについて企画運営会議にて検討してきた JATET 組織見直し案の説明があった。執行理事を明確にし執行理事会の組織化、理事会と委員会の直結、部会の整理等の提案があった。

大志万 公博理事より以下の提案があった。

現理事の選挙に当たり、理事会の人数が過多である。

企画運営会議で議論され際には、組織見直しに併せて理事定員の縮小を検討すべきとの意見が多数あった。組織を見直すことは、それぞれの委員会や部会の役割りや権限を見直すことであり、理事会の人数を適正な数に減らし、役割と権限を見直すべきと思う。

現行の理事定員はJATET会員が多数であった頃の定員であり、会員数が減少している中では、いったん適正人数に減らして、組織拡大できれば再度増員を検討すればよい。個人的には10名程度が適正と考える。

理事会の役割を見直すことで、事業委員会や執行理事会の必要性や役割も見えてくると思う。

鈴木伸一理事より以下の提案があった。

提出された組織見直し案は、企画運営会議を「事業委員会」と名前を改めただけのように見える。これでは、「企画運営会議による業務執行は違法である」という内閣府からの指摘に込えていないのではないかと執行理事会が、事業委員会の補佐的な位置づけになっているのも、本末転倒ではないかと本来は、理事会の委任を受けた執行理事会が、理事会の下に入り、理事会に替わって業務を執行し、

その指示に従って、実務を各部会が行う、その部会の会議体が事業委員会という形にすべきと考える。執行理事は、JATET の業務を分担し、一人一人の業務執行権の責任範囲、権限範囲を明確にし、その担当業務の執行状況について定期的に理事会に報告する必要がある。業務分担は例えば、会長、技術担当、事業担当、財務担当、専務理事（事務局、総務統括）など。

「事業委員会全体で責任を負う」、「執行理事会全体で責任を負う」といった、責任、権限の所在があいまいな形では、内閣府の指摘の根本にある、「公益事業を JATET としてより広く推進すべき」という要請に応えられないのではないかと。また、法的にも問題になるのではないかと。例えば、JATET 誌などは、編集作業を外注化するにしても、内容を検討し、広告を取り、スケジュール管理をする JATET の主体、すなわち編集委員会とその代表者を定め、責任の所在を明確にしておく必要がある。JATET 誌が休刊のような形になったのは、責任者がいても同じなのではなく、任せきりにして、バックアップする組織、委員がいなかったからではないかと。

いずれにしても、公益事業をより広く進めていくためには、法人会員の社員の JATET の活動へのより積極的な参加が不可欠と考える。

稲生 眞理事より以下の提案があった。

現状では、会の運営に実際にたずさわる人が限られている。

そのため、少ない人数で効率的に業務を遂行するためには、もっと、実態に即したシンプルな組織にした方が良いのではないかと。

佐藤専務理事より企画運営会議、委員会、部会の規定は組織内規定であり、定款の規定に抵触しない限り理事会の決定事項である。理事会の承認を得れば変更可能であるので、すぐにでも着手可能である。

各組織の変更に際しては、同時に各組織規程の文言も変更し、理事会の承認後、総会での報告が必要がある旨説明があった。また、組織は会全体の重要事項であるため、組織案や意見は文書で提案してもらいたい旨申し出があった。

審議の結果、第 2 号議案組織見直しについては、今後より詳細な組織改定案を企画運営会議にて検討し、2 月理事会で提案する事で、全員の挙手にて満場一致で承認された。

第 3 号議案 大谷図書館への JATET 誌等の寄贈について

(資料 5)

佐藤専務理事より第 3 号議案について説明があった。

JATET 誌 73 号を大谷図書館に送付したところ、JATET 誌のバックナンバー及び今後の JATET 誌の寄贈の申し込みがあった。

JATET 誌、JATET Journal のバックナンバーおよび JATET FORUM の資料集を送る予定であるが、販売価格総額で約 ¥80,000 以上になるので、理事会の承認を得たい旨の説明があった。

審議の結果、第3号議案大谷図書館へのJATET誌等の寄贈は、全員の挙手にて満場一致で承認された。

審議終了後、高田一郎会長から以下の強い要望が述べられた。

前回の定例理事会以後、修正予算書の作成、臨時理事会の開催、内閣府立入検査など短い期間にJATETの経験した事のない事柄が続き、JATETが公益法人として存続できるか心配しましたが、公益法人の取り消しもなく、継続して活動していける事となりました。本当に理事の皆様にはご苦勞様でした。しかし、まだ全てが解消、解決された訳ではありません。内閣府からの質問、指導はまだ続いております。内閣府検査の指導について、今後どのように対応、解決していくかは、理事の皆様の御協力、御努力が必要とされます。

JATETの組織改革、事業見直しにやっと手がついたという状況です。今後、公益法人として社会に対し、どのような公益事業を提供していくか真剣に考えなければなりません。会員増強を計りより社会に貢献するために、理事の方々の一層の活動強化を期待します。

JATETの組織改革は、我々理事の責任です。

我はと思う方には、積極的にアイデアを披露していただき、自ら行動をしていただく事を切に望みます。

以上をもってすべての議事を終了し、17時08分、議長が出席者に謝意を述べ第16回定例理事会の閉会を宣言した。

平成 25 年 11 月 29 日

上記議事録を明確にする為、議長、監事及び議事録署名人は次に署名押印する。

公益社団法人 劇場演出空間技術協会
第 18 回定例理事会

議長（代表理事）

高田一郎 

尾澤監事

尾澤輝行 

加藤憲治署名人

加藤憲治 

第19回 定例理事会
議事録

平成26年02月28日

公益社団法人 劇場演出空間技術協会

1. 開催日時及び場所

日 時： 平成26年02月28日（金）15：00～

場 所： 東京芸術劇場 小会議室7

東京都豊島区西池袋1-8-1

2. 出席理事数及び出席者氏名

出席理事数： 18名（理事総数 30名）

欠席理事数： 12名

出席理事名：高田 一郎、高野瀬 誠、佐藤 壽晃、

阿部 茂樹、稲生 眞、大志万 公博、小 川 幹 雄、加藤 憲治、小柳 聡、

近藤 五十武、崎山 征雄、佐々木 光一、鈴木 伸一、長谷川 祥久、廣門 茂喜、

南 知之、村上 利夫、山口 拓

欠席理事名：森 健輔、本杉 省三、市来 邦比古、伊東 正示、國重 静司、斎藤 公治、

西尾 熒男、古橋 祐、眞野 純、丸茂 正俊、八幡 泰彦、山崎 泰孝

出席監事数： 1名（監事総数 2名）

出席監事名：尾澤 輝行（オブザーバー：中村 剛・尾澤会計事務所）

欠席監事名：奥畑 康夫

3. 議事次第

1) 開会

2) 議長選出

3) 議事録署名人選出

4) 議事

（報告事項）

1) 第18回定例理事会以後の業務報告（高田会長）

2) 内閣府立入検査後の指導について（佐藤専務理事）

3) 企画運営会議報告（代理 高野瀬副会長）

4) 事業委員会報告（代理 佐藤専務理事）

5) JATET Forum2013-14、JATET 誌 74 号発行報告及び技術委員会報告

（加藤技術委員会委員長）（資料 1 & 2）

6) 新事務局員について

（佐藤専務理事）

（資料 3）

銀行口座

その他

（資料閲覧）

（審議事項）

第1号議案	平成26年度通常総会開催日時及び開催場所の決定	(佐藤専務理事)
第2号議案	役員選出方法について	(佐藤専務理事) (資料 4)
第3号議案	選挙管理委員会委員選出	(佐藤専務理事) (資料 5)
第4号議案	組織見直しについて	(高野瀬副会長) (資料 6)
第5号議案	平成26年度事業計画案	(代理 佐藤専務理事) (資料 7)
第6号議案	平成26年度予算案	(佐藤専務理事) (資料 8)
		(補足一加藤照明部会長)
		(補足一稲生音響部会長)
第7号議案	特別賛助会員 スペース・ゼロ入会について	(佐藤専務理事) (資料 9)
第8号議案	職員就業規則の改正案	(佐藤専務理事) (資料 10)

その他報告

規定改正、定款改正の件	(佐藤専務理事)
次回日程の件	(資料 11)
役員変更等変更届の件	

1. 議事の経過の概要とその結果

1) 開会

定刻 15 時 00 分

定款第 34 条の規定により、専務理事が定数を確認、理事会の成立を確認し、開会を宣言。

2) 議長選出

定款 33 条の規定により、高田会長を議長に選出。

3) 議事録署名人の選出

議長一任となり、議長が定款第 36 条の規定に従い、小柳聡理事を議事録署名人に指名し、同氏はこれを受諾。

4) 議案審議

【報告事項】

報告事項 1) 事業報告

1) 第 18 回定例理事会以後の業務報告

高田一郎会長より以下の報告があった。

1 月 29 日に JATET Forum2013-14 が無事開催された事、その当日資料として JATET 誌 74 号を発行し、既に会員に送付した報告がされた。

2) 内閣府立入検査後の指導について

佐藤専務理事より報告があった。

第18回定例理事会で11月20日の内閣府立入検査時の指導について報告をしたが、その後、12月末まで毎週電話で進捗状況の問い合わせと、いくつかの指導を受けている。年を越して落ち着いているが、現在の状況は保護観察期間に相当し、3月末の決算時に遊休財産の超過額の解消と11月に臨時理事会で承認を得ました修正予算が実行され、公益事業比率が50%を確実に越しているか報告する事になる。

また、本日の審議する平成26年度事業計画書と予算案の提出期限が3月末なので、合わせて内閣府に提出及び内容について相談というスケジュールになっていることが報告された。

3) 企画運営会議報告

本杉企画運営委員長が欠席の為、代理で高野瀬副会長より報告があった。

前回理事会後、毎月1回企画運営会議が開催され、主にJATETの組織改革案と理事選出方法について討議をした結果、企画運営会議にて出席委員全員合意した案を本理事会に提出した。内容については本日の審議事項の資料の説明時に行なう旨の提案がされた。

4) 事業委員会報告

森副会長が欠席の為、代理で佐藤専務理事より報告があった。

事業委員会は、12月20日に、たましんRISURUホール（立川市市民会館）改修後の見学会を実施。62名の方が参加し盛況。震災後の改修工事の最初の例となる。見学会の様子と施工会社が現在記事を執筆中でJATET JOURNAL Vol16として近日中にHP上で発行予定であることの報告がされた。

5) JATET Forum2013-14、JATET誌74号発行報告及び技術委員会報告

加藤技術委員会委員長より報告があった。

添付の資料1を基に1月29日にJATET FORUM2013-14開催され、162人；学生7人=のべ169人が参加し、資料が1部、当日配布資料とは別に販売があった。懇親会も68人+学生5人+講師5人約80人の方の参加で賑わった。

JATET誌74号は1月29日のJATET FORUM2013-14当日発行。

総数発行部数2300部。発行部数は全国公共ホール1370館、官庁・関係団体約100団体、会員149、広告主23団体 JATET FORUM2013-14参加者169名に配布された。JATET FORUM2013-14、JATET誌とも予算内で事業が成立。資料2に予算と決算が記載。

技術委員会では、機構部会がJATET規格の増刷、照明部会がJATET-L-7919適正更 新時期判定プログラムのバージョンアップをした。その他の部会もそれぞれに研究を進め、来年度には部会主催のセミナーを企画している。また、前回発行が遅れていると報告した劇場等演出空間電気設備指針改訂版が本年度中に発行が決まり、印刷中。発行にともない、JATETでは来年度に劇場等演出空

間電気設備指針(改訂版)解説講習会の開催を企画しており、後ほど審議される来年度計画の中で詳細計画が説明される事が提案された。

6) 新事務局員について、その他

佐藤専務理事より報告があった。

資料3を基に、神山事務局員が、3月末に契約満了するため、新事務局員に望月和美さんを4月事務局員として採用予定。神山さんには、4月から6月まで契約を延長し、事務引継する予定。

JATETには銀行口座が三菱銀行1行のみで、入金の確認が煩雑で間違いや勘違いが起っているの
で、これらを解消するために、ゆうちょ銀行とみずほ銀行に口座を開設した。

JATET誌に関連し、本年度2号JATET誌を発行したが、それらのJATET詩は各号とも約1500部程度全国の公共ホール、劇場、関連団体に寄贈した。また、前回報告したように、松竹大谷図書館、国会図書館、宮城県立図書館とからも寄贈を申し込まれ寄贈した。これらを販売価格で計算すると、本年度で約400万円～500万円程度の価格になり、JATET誌発行事業は、収益事業として認定されているが、JATET誌の寄贈行為はJATETが社会に対して誇れる事業だと考えられる。大谷図書館、宮城県立図書館からは寄贈に対する礼状が届いている。国会図書館からは寄贈を受けた旨の通知が届いている。6月に内閣府に提出する事業報告書にはこの旨を記述する予定。

本年の会費納入状況について、正会員A一社、正会員C一名、賛助A一社、賛助B4名が未納。広告費未納は、正会員A一社、賛助1社が未納。

基準協では『舞台技術共通基礎-公演に携わるすべての人々に』予約注文を受付開始。企画運営会議で30冊注文をすることが決定し、既に30冊注文。発売は4月予定。

奥畑監事より、監事の職を辞退したい旨申し出があった。

以上の報告がされた。

また、閲覧資料により、株式会社サンケン・エンジニアリングの理事変更願い、東芝ライテック株式会社の住所変更、齋藤公治理事の休会願いが報告され、OISTAT NEWS、世田谷パブリックシアターの見学会案内が閲覧された。

以上報告事項

【審議事項】

第1号議案 平成26年度通常総会開催日時及び開催場所の決定

佐藤専務理事より一般社団法人及び一般財団法人に関する法律に基づき、社員総会の日時及び場所を社員総会の目的である事項があるときは、当該事項を決定しなければならないとなっている旨の説明があり、平成26年通常総会の日時及び場所を平成26年5月30日（金）15時からホテルローズガーデン新宿で開催を決議する提案があり、審議の結果、挙手にて賛成多数により可決された。

第2号議案 役員選出方法について

（資料 4）

佐藤専務理事より、企画運営会議にて検討した役員選出についての案の説明があった。

先ず、2年前の役員選出の際、選挙管理委員会より資料4-1の内容で意見がある事、また内閣府よりJATETの役員選出時に総会で一括審議をしているが、一括審議は無効であるという指導を昨年11月に受けた経緯の説明があった。

これらを顧慮して企画運営会議で議論を重ね、資料4-2にあるJATET役員選任規程（案）の説明があった。右側が今回提案する新規定で、定款を変更せずに役員選任規程を作成した。

要点は、

1. 立候補制であること。
2. 立候補者を総会に推薦するため正会員による選挙をする。
3. 正会員数の半数以上を獲得したものから上位の順に選出する。
4. 最低得票数は、総正会員の半数の半数以上とする。
5. 理事及び監事の定数最小値が確保された場合は締め切りとする。
6. 当選者名は、理事会で承認され、総会に理事候補者として推薦される。
7. 選挙で当選した理事候補者は、一人一人が総会議案となる。
8. 総会において承認決議を得る。
9. 承認は総会出席者の半数以上を獲得しなければならない。

との説明がされた。

資料4-3は、役員選任規程参考法規が提示された。

理事選任方法として、資料4-1-2に提案された手順で良いか、投票方法を1（案）とするか2（案）とするかの審議が図られた。

高野瀬副会長より、投票方法は1（案）と2（案）はどちらか一つを選択するのかの確認、南理事と長谷川理事より、2（案）の投票方法が適切ではないかとの意見、稲生理事より、会員数に対して半数が立候補するのか、法人会員の代表者とはだれを指すのかの確認、会員投票時に20名～30名の定数が必要な旨明記するべきではないかとの意見、稲生理事より、最低定数の20名を割った時の選挙手順の確認、20名未満と30名超は無効とす

るべきではないかの意見、

阿部理事より、会社の代表者は(会社代表ではなく)登録代表者と表記するべきではないかとの意見、
大志万理事より、過半数の定義の確認、前回の選挙方法の良否を審議した後に投票方法の1(案)
か2(案)かを審議するべきではないかとの意見、

南理事より、無効票の定義の確認、立候補者以外の人名を書いたら無効とするべきではないかとの
意見、

崎山理事より、1名しか入れないような行為は慎み性善説に期待できる方法にするべきではないか
との意見、

長谷川理事より、投票総数と過半数の定義の確認、何名選ぶかを表記するのか、複数投票を可とす
ると表記するのか、しないのかで、差が出るのではないかとの意見、

鈴木理事より、投票にあたって、複数候補への投票可能、31人以上の候補に投票した場合には無
効とすると明記したらどうか、という意見

などの質疑と意見が出されたが、審議の結果、第2号議案 役員選出方法については、挙手にて賛
成多数により可決され、また投票方法については投票方法2(案)が賛成多数により可決された。また、
「法人会員代表者が役員に立候補できる」を「JATET登録法人会員代表者が役員に立候補できる」に
修正、有効投票総数を主とし複数投票は可能である、理事監事定数の最大値理事においては30人超、
監事においては3人超の投票は無効とする、立候補者以外の氏名を記入した票は無効である事を明記
する、に修正する事が確認された。

第3号議案 選挙管理委員会委員選出

(資料 5)

佐藤専務理事より第3号議案について説明があり、

企画運営会議が推薦する選挙管理委員会委員は

正会員 A 株式会社松村電機製作所 小口 純一氏

正会員 B 安井建築設計事務所 木村 佐近氏

正会員 C 有限会社桂川研究室 桂川 潤次郎氏

であり、三方へは、代表者及び御本人が理事選には立候補しない旨確認済みである事、前回の選挙管
理委員である事が説明され、挙手にて賛成多数によって可決した。

高田会長より、事務局より3名の方に選挙管理委員の選ばれた事をお伝えし、早々の選挙管理委員会
を開催する旨の指示が出され、早い時期に、正会員の方に理事に立候補の意思があるか確認をし、選
挙を実施する方針が示された。

第4号議案 組織見直しについて

(資料 6)

高野瀬副会長より説明があった。

前回提案した組織変更案を修正。要点として、

1. 理事の担当を定めるとともに、理事の代表からなる 執行理事会を設置すること。
2. 公益事業の推進主体として運営委員会を設置すること。
 - ・ 技術委員会、事業委員会は廃止し各部会とダイレクトに繋げること。
 - ・ 各部会長は自動的に運営委員会のメンバーとなり執行理事会の承認のもと事業を推進する。
 - ・ 編集部会、インターネット部会を解消し、
執行理事会、運営委員会、事務局で外部専門家も活用しながら推進する。
あわせて部会委員が存在しない美術部会も解消すること。
 - ・ JATET FORUM 等の主要事業は運営委員会を中心にプロジェクトを組織して推進する。
 - ・ 国際交流部会を解消。国際交流事業は必要に応じ運営委員会、執行理事会で協議し対応する。

執行理事会は、

- 会長、副会長、専務理事、担当理事（財務、事業企画、広報・渉外等）で構成し、
- 運営委員会は、副会長、専務理事・業務担当理事・各部会長で構成する。
- 部会は、・正会員 法人役員・社員／個人会、・賛助会員 法人役員・社員／個人会員
 - ・ 正会員（法人／個人）より推薦された個人で構成。
- * 非会員も可。 但し、運営委員会、執行理事会の承認必要
- 部会長は、正会員から選出し、副部会長は正会員もしくは賛助会員から選出する。

等が説明され、このような組織に変更する事を企画運営会議にて承認を得て、この組織変更で従来の JATET が抱えていた会員の末端活動と理事会とが直接繋がりを持てなかった組織が、意思決定と末端の活動が直接に連携し、柔軟かつスピーディーに公益活動が行えるようになるとの案が示された。

大志万理事より、JATET 誌、ジャーナル誌、FORUM の責任者と担当部署の確認、この議案は次期理事会へ引き継がれるのかの確認、

長谷川理事より、業務担当理事の定数の適正に関する確認、活動が活発化するビジョンなのかの確認、
稲生理事より、従来の組織でも JATET 誌等の活動が行き詰る場面があったため、やり方を変える必要性の提案、

小川理事より、プロジェクトごとの実行委員をどこで組めるのかの確認と、その明記の提案

崎山理事より、インターネットの外注化など外部協力も含める事の記載の提案、

鈴木理事より、組織図の執行理事会の記述で「理事を代表し年間事業計画に基づき運営委員会で企画した事業を執行する」という表現は執行理事会と運営委員会の立場が逆ではないか、「理事を代表し年間事業計画に基づき事業を執行する」でいいのではないかの意見、

高野瀬副会長と崎山理事より、定款を変えずに委員会組織変更でも総会承認を得るのかの確認
等の質疑と意見が出されたが、審議の結果、第 4 号議案 組織見直しについては、挙手にて賛成多数により可決された。

第5号議案 平成26年度事業計画案

(資料 7)

森副会長が欠席により代理で佐藤専務理事より説明があった。

資料7を基に平成26年度事業計画案を説明され、第5号議案 平成26年度事業計画案については挙手にて決議を行ない、賛成多数によって可決した。

第6号議案 平成26年度予算案

(資料 8)

佐藤専務理事より説明があった。

今回の予算案の特徴は各部会の事業計画に基づき事業予算を組んだ事、ほぼ要求された予算は組み込んであること、等の説明があった。資料8-2以後がそれぞれの部会の要求予算の明細で、要点の説明がされた。予算はJATETの直接の活動費にあてて行き、来年度からは、OISTATの会費を1口5万円に縮小した予算案を作成したが、OISTATの活動は国連にも求められる国際的劇場機構であり、JATETに取って国際交流に欠かせない存在なので、予算を削減せず、従来通りの予算の確保を願いたい旨の説明があった。国際交流費の予算は削減したが、予算案内でOISTATの会費は支払い可能なので、本日提案の予算案で審議する旨の説明があった。これより、第6号議案 平成26年度予算案 について決議を行ない、OISTAの会費は維持する事で、挙手にて賛成多数により可決した。

第7号議案 特別賛助会員 スペース・ゼロ入会について

(資料 9)

佐藤専務理事より説明があった。

特別賛助会員 スペース・ゼロ入会について説明され、第7号議案 特別賛助会員 スペース・ゼロ入会について決議を行ない、挙手にて賛成多数により可決した。

第8号議案 職員就業規則の改正案

(資料10)

佐藤専務理事より説明があった。

報告事項で報告した新事務局員採用に際し、JATET職員就業規則を確認したところ、表現が古い箇所、修正が必要な箇所があり、修正案を企画運営会議にて承認された。本日理事会承認をへて労働基準局に3月中に申請をしたい。労働基準局への届出は内閣府の指導に基づくものであることの説明がされた。これより、第8号議案 職員就業規則の改正案 について決議を行ない、挙手にて賛成多数により可決した。

その他、提案、追加報告が佐藤専務理事よりあり、

組織の改正に伴い、

他の規程も改正する必要がある、改訂の必要な規程は 20 程度。次期理事会で担当理事を決定し、任期 2 年間の間に、定款、規程、細則の改訂、廃案、定款の変更申請、事業区分変更申請と進めたい旨の提案があった。

3 月以後の JATET の予想スケジュール

(資料 1 1)

次回理事会は 4 月 30 日あるいは 5 月 1 日、2 日のいずれかで開催日を検討し、

第 20 回定例理事会は 5 月 2 日午後 3 時より、東京芸術劇場 5 回第 7 会議室で決定した。

以上をもってすべての議事を終了し、18 時 37 分、議長が出席者に謝意を述べ第 19 回定例理事会の閉会を宣言した。

平成26年02月28日

上記議事録を明確にする為、議長、監事及び議事録作成署名人は次に署名押印する。

公益社団法人 劇場演出空間技術協会

第19回定例理事会

議長（代表理事） 高田一郎 

尾澤監事 尾澤輝行 

小柳聡署名人 小柳 聡 